

青森県における清涼飲料水の製造と普及(1)

増田公寧¹⁾

Development of Carbonated Drink Producing Business and Popularization of Carbonated Drinks in Aomori Prefecture, Northern Japan (1)

MASUTA Kimiyasu

キーワード：清涼飲料水 ラムネ サイダー 朝水舎 佐野仙之助

はじめに

日本で清涼飲料水²⁾が用いられるようになったのは明治時代である。本邦における清涼飲料水製造業は、1868(明治元年)年、横浜のノース・レー商会による製造販売に始まるとされる³⁾。その後東京・横浜・名古屋・大阪等、各地に製造業者があらわれ、ラムネ、レモネード、果実水などが製造販売されるようになった⁴⁾。本県では明治20年代半ばに青森市を中心に移入品の販売が始まり、明治30年代初頭に青森市で地場産品の製造が開始された⁵⁾。数年後には、清涼飲料水(ラムネ)が青森市の「重要物産」のひとつに数えられ、将来有望な地場産業として発展が期待された⁶⁾。また、当時の都市部の飲料水事情を背景に衛生的な飲み物として宣伝され、市民から歓迎された⁷⁾。

このような過去の経緯とともに、本県では近年、一般家庭における炭酸飲料水への支出金額が日本一となっている⁸⁾ことをあわせて考えると、本県の産業あるいは庶民生活について飲食や衛生の面から知るうえで、清涼飲料水製造業の発展と清涼飲料水の普及のいきさつを明らかにすることには意義があると思われる。

本稿はその予備的な作業として、本県における清涼飲料水史について言及する唯一の書物であり、現在も一定の影響を持っていると考えられる『青森市史 産業編(下)』の記述を検証する。

なお「清涼飲料水」とは、現在では酒精飲料や乳性飲料を除くソフトドリンク全般(飲料水、炭酸飲料、果実飲料、スポーツ飲料、保健飲料、茶系飲料)を指す用語だが、本稿で「清涼飲料水」として取り上げるものは、主として1899(明治32)年の青森県令第十二号でいうところの「沸騰飲料水」すなわち炭酸飲料⁹⁾であり、標題を含めた文中における「清涼飲料水」とは、とくに炭酸飲料を指すものとする。

本稿執筆にかかる資料調査・資料収集・聞き取り調査はすべて公務外でおこなったものである。

問題

本県および県内各自治体における清涼飲料水製造業の推移について述べた書物は、管見では『青森市史 産業編(下)』(1958年)に限られる(以下、1998-2014年に刊行された『新青森市史』との混同を避けるため、『旧市史』と記す)。ここでは、『旧市史』の記述のうち、青森市における清涼飲料水製造業の揺籃期(明治30年代)、とくに同市における清涼飲料水製造業の始まりに関する記述について検証する。

『旧市史』は次のように述べる。「市内における清涼飲料水製造業は、明治三十二年四月、青森ラムネ製造合資会社(資本金五万円、社長横井与吉)が大町三丁目にて製造したのが最初である」(傍線筆者)¹⁰⁾。この説を仮に「青森ラムネ製造合資会社嚙矢説」と呼ぶ。これまで発刊された県史を含む県内各自治体史のなかで、清涼飲料水製造業について特に項目を設けて取り上げているものが同書を措いて他にないことや、公的で影響力の大きい書物の記述であることから、この「青森ラムネ製造合資会社嚙矢説」は諸々の書物に引用されている。一例を挙げると、「明治三十二年四月大町三丁目、横井与吉が青森ラムネ製造会社をつくったのが青森での始まり。『櫻ラムネ』である」(『青森市の歴史散歩』)¹¹⁾といった記述である。地元での製造開始は、それまでの移入販売からの大きな転換点であることから、いつ、誰によって始められたのかという問題は、重要なことである。本稿ではこの問題に絞って検証したい。

はじめに、(1)『旧市史』が「青森ラムネ製造合資会社嚙矢説」の傍証として示す「新聞記事」が、実際には存在しない文章が付加され改変されたものである事実を示す。次に、(2)青森ラムネ製造合資会社よりも前に、青森市内で清涼飲料水製造業を始めた人物がいたことを種々の資料に拠って示し、『旧市史』による「青森ラムネ製造合資会社嚙矢説」そのものが誤りである可能性を示す。

1) 青森県立郷土館学芸課 学芸主査 増田公寧(青森県青森市本町二丁目8-14)

(1)『旧市史』に引用された「新聞記事」の検証

① 『旧市史』の記述

まず、『旧市史』の記述を確認したい（以下枠線内）。

第五節 清涼飲料水製造業

市内における清涼飲料水製造業は、明治三十二年四月、青森ラムネ製造合資会社（資本金五万円、社長横井与吉）が大町三丁目にて製造したのが最初である。同年佐野仙之助が塩町にて製造せるも、はじめはラムネを主に製造販売した。

ラムネの販売は最初のことで市民の認識を高めるため、開業当日は市内を音楽隊を以て練り歩いた。当時の東奥日報によると

当市大町青森ラムネ製造合資会社にては、昨日より開業に付、同日は会社前に飾付をなし、且青森広目屋にて広告のため、音楽隊を以て市中を練り廻り、午後五時より浜町田中家にて披露の祝宴を催せり。

所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず、尋で開業せしは佐野仙之助製造の朝日ラムネなり。これ亦売出披露のためとて楽隊馬車にて花々しく市内を廻り、引札を撒布したるか、当日通常販売のものに景物として割引券持参人には五厘の引下げ、二銭つつの販売なりと。

青森ラムネ製造合資会社は青森鉱泉と改称、国道寺町に移転し、佐野仙之助は二年ほどにして弘前へ工場を移転した。

（以下略）12）。

以上が、『旧市史』の本文である。この文章は、地元紙「東奥日報」の記事を引用している（記事の掲載日は記されていない）。

引用されている「東奥日報」の記事を【記事A】としてあらためて下記に抜粋して示す。

【記事A】（傍線、破線は筆者加筆）

当市大町青森ラムネ製造合資会社にては、昨日より開業に付、同日は会社前に飾付をなし、且青森広目屋にて広告のため、音楽隊を以て市中を練り廻り、午後五時より浜町田中家にて披露の祝宴を催せり。

所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず、尋で開業せしは佐野仙之助製造の朝日ラムネなり。これ亦売出披露のためとて楽隊馬車にて花々しく市内を廻り、引札を撒布したるか、当日通常販売のものに景物として割引券持参人には五厘の引下げ、二銭つつの販売なりと。

この「記事」には、「櫻ラムネ」の青森ラムネ製造合資会社が青森市における清涼飲料水製造業の嚆矢であること、遅れて「朝日ラムネ」の佐野仙之助が開業したことが報じられている。

傍線部に注目したい。「昨日より開業に付」という文から、この「東奥日報」の記事が、開業翌日の記事であることがわかる。ところが、破線部をみると、青森ラムネよりも「後に」（尋で）開業したとされる佐野仙之助の開業時の様子が、すでに詳細に記されているのである。この記事は、後日談や回顧録ではなく、朝刊の「ニュース」である（記事の原文については②で後述）。まだ起きていないことを報じることは不可能なはずである。

百歩譲って、両者の開業が偶然にも「同日」であり、佐野仙之助の発売が時間的に多少遅かったと解釈することもできなくはない。しかしそれならば、「同年佐野仙之助が塩町にて製造せるも、はじめはラムネを主に製造販売した」という『旧市史』の記述（前記『旧市史』本文2行目参照）は不自然である。同じ日に開業したのであれば、「同年」ではなく「同日」とすべきだし、そう書くはずである。しかし『旧市史』の記述は、文脈からみても、青森ラムネこそが嚆矢であって、佐野仙之助は「後日」製造した、という論調である。そして、佐野仙之助の創業が青森ラムネよりも後である根拠として、上記の「記事」を引用しているのである。

② 実際の東奥日報記事

次に東奥日報の原典(実際の記事)を確認したい(「東奥日報」明治32年4月21日付、図1参照)。

【記事B】(東奥日報原典)

ラムネ製造会社の披露宴

当市大町なる青森ラムネ製造合資会社にては昨日より開業に付同日は会社前に飾付をなし且青森広目屋にて広告の為め音楽隊を以て市中を練り廻り午後五時より浜町田中屋に於て披露の祝宴を催ふせり

【記事B】には、【記事A】にあった後段部分、すなわち佐野仙之助の開業についての記述は一切みあたらない。単に青森ラムネの売り出しと、祝宴の事実を伝えることに終始している。非常に淡々とした客観的叙述である。つまり、『旧市史』で「引用」したとされる当該記事には、実際には存在しない叙述が付加され、改変されているのである。付加された部分は次のとおり。

【記事C】

所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず、尋で開業せしは佐野仙之助製造の朝日ラムネなり。これ亦売出披露のためとて楽隊馬車にて花々しく市内を廻り、引札を撒布したるか、当日通常販売のものに景物として割引券持参人には五厘の引下げ、二銭つつの販売なりと。

実際の記事に存在しない上記【記事C】の部分は、【記事B】と論調が全く異なる。とりわけ、「所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず」という箇所は、いささか熱を帯びた宣伝的な表現であり、具体的商品名まで持ち出している。【記事B】に続く文章として、あまりにも唐突であり、不自然であると言わざるを得ない。

考察1

なぜ、このような「架空の記事」が用いられるという事態が生じたのだろうか。その手がかりとなる資料がある。『青森市沿革史』(葛西音弥1906)による記述である(以下枠内、破線・傍線加筆)13)。

(綱)ラム子合資会社は開業せり [筆者注:明治三十二年四月] 二十日
 (目) 当市大町青森ラムネ製造合資会社にては昨日より開業に付同日は会社前に飾付をなし且青森広目屋にて広告の為め音楽隊を以て市中を練り廻り午後五時より浜町田中家にて披露の祝宴を催せり所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず尋で開業せしは佐野仙之助製造の朝日ラムネなりこれ亦売出披露のためとて楽隊馬車にて花々しく市内を廻り引札を撒布したるか当日通常販売のものに景物として割引券持参人には五厘の引下げ二銭つつの販売なりと 東奥日報

明治39年に刊行された同書には、新聞記事の引用・転載が数多くなされている。当該記事の末尾にも「東奥日報」と記され(傍線部)、地元紙からの引用・転載であることが明示されている。ところが、実際の「東奥日報」の記事にはない文章(破線部)が添加されている。そしてその添加された文章はまさに、上述【記事C】と全く同じである。

『旧市史』の著者は、『青森市沿革史』に掲載されている「東奥日報の記事」とされるものをそのまま引用してしまったのではないか。そう仮定すれば、記事内容の改変・創作という事態は、『旧市史』の編纂の段階ではなく、『青森市沿革史』の編纂の段階(あるいは更にそれ以前の段階)で起きたことが考えられる。少なくとも記事の改変・創作は『旧市史』の著者・編纂者によるものでないと考えられる。改変や創作が意図的なものであったかアクシデントであったかは不明であるにせよ、「所謂櫻ラムネにして之を青森の嚆矢と謂はざるべからず」という強い宣伝的表現には、相当な積極性が働いていると考えられる。それは以下(2)で検証する事実との齟齬からも推測できる。

以上、「東奥日報の記事」とされる文章の後半部分が、実際には存在しない(原典にない)ことを確認した。当該部分は、『旧市史』の主張する「青森ラムネ製造合資会社嚆矢説」の要となる内容であり、根拠がないとなれば主張は揺らぐ。

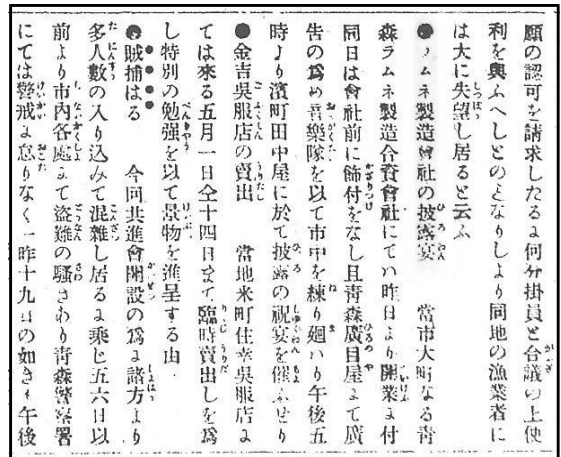


図1 実際の紙面(「東奥日報」明治32年4月21日)

(2)青森ラムネ製造会社嚙矢説の真偽

前項では、『旧市史』の「青森ラムネ製造合資会社嚙矢説」の根拠とされる記事が、改変されたものであることを明らかにした。次に、事実を確認したい。すなわち、青森ラムネ製造合資会社が、実際に青森市における清涼飲料水製造業の嚙矢であるか否かという問題である。その答えは次の記事を見れば明らかである。

① 佐野(仙之助)商店による製造販売

『東奥日報』明治31年6月15日「ラムネ製造所の拡張」

「当市大町横井商店〔筆者注：翌日誤報として訂正。正しくは佐野商店。下記6月16日記事参照〕にては過般函館の石垣出張所として同町巴寿し跡にラムネ製造所を設立し製造を為し当市の各特約店に依頼し売込めたるに非常の好評を博し日増製造高も増加したるが同店の都合に依り今後伊勢四日市港朝水舎の出張所と改め益々業務を拡張することになりたるも製造人は総べて従来の通りなりと」

『東奥日報』明治31年6月16日「ラムネ製造所に就て」

「前号に横井商店にてラムネ製造所拡張云々の旨を記せしが製造家は佐野商店なれば正誤す尤も横井商店は本紙広告にもある通り一手発売元を引受け居るものなりと」

翌日の訂正記事の内容に注意を要するが、この記事が報じられた明治31年6月15日の時点で、「過般」、青森市大町にラムネ製造所を設立し製造を始めたのは「佐野商店」（佐野仙之助）であったことがわかる。そして、「横井商店」（のちに青森ラムネ製造合資会社を設立する横井與吉）は、佐野商店のラムネの販売を一手に引き受けた「販売店」であることがわかる。繰り返すが、明治31年にラムネ製造所を創業したのは「佐野商店」である。

この事実を補強する資料として、佐野商店による新聞広告を次に示す（傍線筆者）。

『東奥日報』明治31年6月16日 広告

本店伊勢四日市湊朝水舎

夏時好飲料

衛生ラムネ

葡萄ラムネ

ビールラムネ

前掲ラムネ三種共原料ヲ精撰シ製造販売仕候間御講求御愛顧ノ榮ヲ賜リ度奉希望候

青森製造所 青森市大町 佐野仙之助

青森販売元 青森市大町 横井與吉

夏時好飲料

衛生ラムネ

葡萄ラムネ

ビールラムネ

青森製造所

青森販売元

青森市大町 佐野仙之助

青森市大町 横井與吉

本店伊勢四日市湊朝水舎

傍線部から、製造者が佐野仙之助、委託販売先が横井與吉であることが確認できる。

以上の資料から、青森市大町の佐野仙之助が明治31年6月の時点でラムネの製造を開始していたことが確認できる。

図2 広告
『東奥日報』明治31年6月16日

② 青森ラムネ製造合資会社による製造販売

次に、青森ラムネ製造合資会社によるラムネの製造販売が、佐野仙之助の製造販売開始よりも1年あとであることがわかる資料を示す(傍線加筆)。

『東奥日報』明治32年2月23日「ラムネ製造会社設立の計画」

当市大町長谷川與兵衛、横井與吉、濱町梅津文四郎、菱谷常吉、西尾清吉、遠藤慶次郎、野村豊三郎、安方町村本支店の八名組合資本金二千円にて今度ラムネ製造合資会社を設立するの計画中なるが来る四月十五日より開設する共進会の開設を期し開業の見込みなりと

因に記す客年当市に於てラムネを製造したる大町佐野商店にても例年の通り盛んに該製造に着手する由なれば自然競争の結果に至るべしと云ふ

『東奥日報』明治32年3月5日「ラムネ合資会社の設立」

予報の如く当市大町長谷川與兵衛、横井與吉、濱町梅津文四郎、西尾清吉、菱谷常吉、遠藤慶次郎、川越豊二郎、安方町村本支店の八軒にては資本金二千円にて愈々ラムネ製造合資会社を組織し一昨日[筆者注：明治32年3月3日]登記済となりたるが機械は東京より本月末迄に着する由にて製造場所は大町巴寿司跡を買受くることとなりたれば機械着否や製造に着手し来月十五日頃より売出す見込にて事務取締役は梅津氏に確定せりと

これらの記事から、青森ラムネ製造合資会社は横井商店の横井與吉らの共同出資により明治32年3月3日に創立され、同年4月15日頃から販売を始める予定であったことがわかる。また、傍線部には、前年に佐野商店がすでに製造販売をおこなっていたことが記されている¹⁴⁾。

考察2

上記資料①②は、佐野仙之助が明治31年6月の時点で青森市大町においてラムネの製造と販売をおこなっており、翌明治32年4月に青森ラムネ製造合資会社が開業したことを示している。青森市においては、青森ラムネ製造合資会社がラムネの製造販売を開始するよりも約1年前に、佐野仙之助が製造販売をおこなっていたと考えられる。

結論

以上から『旧市史』(『青森市史』)による「青森ラムネ製造合資会社嚆矢説」は誤りである可能性があり、佐野仙之助(佐野商店)による製造と販売が、青森市における嚆矢であると筆者は考える。

おわりに

佐野仙之助がラムネの製造を始めた当時は、三ツ矢(大日本麦酒株式会社)と並び、サイダーの代表的存在として知られた「金線サイダー」を横浜の秋元巳之助が発売し、サイダーがいよいよ大衆化していった時期である¹⁵⁾。しかしそのころの青森ではまだサイダーは製造されておらず、清涼飲料水とえばもっぱら「ラムネ」であった。ラムネは県内外に盛んに移出され、青森市の「重要物産」として期待された。佐野仙之助が創業した佐野商店は、青森市から弘前市に拠点を移したのちも、100年以上の長きにわたり清涼飲料水の製造をおこなってきた、本県を代表する清涼飲料水製造業の老舗である。佐野商店と、その開業から1年遅れて開業した青森ラムネ製造合資会社の両者はライバルとして、青森市そして青森県における清涼飲料水製造業の揺籃期に中心的役割を果たし、業界発展の礎を築いた。

本稿は『旧市史』の記述の検証に主眼を置いた。その他は次稿以降に譲る。

謝辞

佐野静枝氏、佐野由加子氏、蛭名由子氏にご協力をいただきました。心から感謝を申し上げます。

注)

- 2) 「清涼飲料水」という概念は、明治33年(清涼飲料水営業取締規則、内務省令第30号)以降に用いられるようになった概念だが、本稿ではそれ以前についても便宜上「清涼飲料水」という言葉を用いる。
- 3) 阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』 pp. 5-23
- 4) 同上
- 5) 以上の移入から製造にいたる経緯については『東奥日報』明治20-30年代の記事や製造許可願等の資料による。
- 6) 「青森市重要物産」として明治33年から明治39年まで毎年「ラムネ」が挙がる。ラムネのほかは、水産物、味噌、飴、清明蠟、昆布羊羹の5品目である。「ラム子は(略)本市の著名物産にして将来尚ほ有望の物産なり」(明治33年『東奥日報』)
- 7) 移入品、地場産品いずれも「衛生ラムネ」として宣伝販売されている。1899(明治32)年沸騰飲料水営業取締規則(県令12号)では、「炭酸瓦斯ハ適当ナル除害液ヲ通過セシメ尚ホ混合器ニ入ル以前水洗スルコト」「原料水ハ純潔ナルモノヲ使用スルコト」「製造場ノ地盤ハ不浸透質物若クハ一寸以上ノ厚板ヲ以テ構造シ且ツ排水溝ヲ設クルコト」「製造場ハ常ニ清潔ナラシメ排水溝ニハ屢々生石灰末若クハ石灰ヲ撒布スルコト又倉庫物置等ニ兼用セサルコト」「混合器ノ内面及誘導管ニハ有害ノ金属ヲ使用セサルコト」など、衛生管理について明確に定めている。青森市内は「飲料水の不良なるには驚きたり 茶を煎るにも水の悪しき為め甚だ不快を覚ゆ」(明治32年「共進会彙報」)というほどであったから、「衛生的」に製造されたラムネは、物珍しさも加わって「需用者大いに増加し製造以来今日迄会社にて販売したるもの一万余ダースを販売せし」「驚くべき売行」(明治32年「ラムネの売行」)であった。
- 8) 正確には、青森県ではなく青森市。総務省統計局家計調査によると、「炭酸飲料」に対する支出金額が、対象とされる全国52の県庁所在地と政令指定都市のなかで青森市は第1位(7,613円)である(2017-2019年の3カ年平均、単身世帯を除く二人以上世帯の支出金額)。なお、炭酸飲料は自家消費が中心であると思われることから、購入金額の多さは、消費量(飲用する量)の多さであるとみなしてよいと思われる。ちなみに、同統計のデータによれば青森県は果実・野菜ジュースへの支出金額も全国第1位であるが、本県はりんごの産地であることからりんごジュースの生産が盛んであり、それを「ギフト用」に購入することが多い。こちらの場合は、支出金額をそのまま県民みずからの消費量(飲用する量)として考えることができないと思われる。
- 9) 「清涼飲料水」の概念と呼称は明治33年6月内務省令第30号清涼飲料水取締規則によって出現したものである。本稿が取り扱う明治32年以前の時点では、当該飲料は「沸騰飲料水」と呼ばれている(例 青森県令第十二号「沸騰飲料水営業取締規則」)。すなわち、炭酸入りの飲料水のことである。
- 10) 『青森市史 産業編(下)』 pp. 509-510
- 11) 小沼幹止1984『青森市の歴史散歩』 p. 333
- 12) 『青森市史 産業編(下)』 pp. 509-510
- 13) 葛西音弥1906『青森市沿革史』(新編青森県叢書刊行会編1973『新編青森県叢書』(十)所収, pp. 429-430)
- 14) ラムネ会社の出資者名が、2月23日付と3月5日付では異なる。一方は「川越豊二郎」とし、もう一方は「野村豊三郎」となっている。
- 15) 金線サイダーの発売は明治32年。阿部栄次郎編1975『日本清涼飲料史』 p. 16